

第9分科会

よりよい施設を子どもたちに —毎日の生活の場—

世話人 糸山智栄（岡山・保護者）

鈴木美加（千葉・指導員）

施設・設備の実態と課題について、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（以下、「省令基準」）や「放課後児童クラブ運営指針」をふまえて、改善運動や工夫を交流し、学童期の子どもたちの「生活の場」にふさわしい学童保育の施設・設備のあり方を確かめます。

学童保育は児童福祉法第6条の「事業」であり、第7条の「施設」として位置づけられていないことから、施設としての整備や予算化がされにくい背景があります。

2020年冬、日本に上陸した「新型コロナウイルス感染症」から子どもたちの命と健康を守る施設とはどのようなものなのかが再認識されました。

「子どもにとって」安心と安全な居場所づくりに取り組んだ実践を交流し、公的な責任で設置をする運動をどう進めるか考えていきたいと思います。

○子ども1人当たりの面積と「一の支援の単位」の児童数

「省令基準」では、児童1人当たりの面積を専用区画として1.65㎡以上、「一の支援の単位」を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする」としています。

- ・新設・分割を進めるため、施設確保をどうするか
- ・2007年度に初めて施設整備費を予算化（独立施設の創設にあたって、2018年度は補助単価を2648.5万円に引き上げ）
- ・「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年5月発表）では、「放課後児童クラブの追加的な受け皿整備を平成30（2018）年度末までに前倒して実現するための方策を検討」されることになり、2016年度補正予算から受け皿整備の確保策として、施設整備の補助金の国の負担が3分の1から3分の2へ引き上げられている。
- ・国民生活センターが「学童保育の安全に関する調査研究」で施設整備の課題を提起
- ・「放課後子ども総合プラン」で「学校施設を徹底活用した実施促進」を推進

○子どもにとって学童保育の施設—必要な施設、設備を考える

全国学童保育連絡協議会では、少なくとも以下の施設・設備が必要と提言しています。

生活室、プレイルーム、静養室、屋外の遊び場、事務室、玄関、避難口、台所、障害児用を含むトイレ、手洗い場、足洗い場、温水シャワー、倉庫等収納スペース、電気・給排水設備、冷暖房設備、換気、日照・採光設備等を設け、安全・衛生が確保された施設。学校内や児童館併設の場合でも生活室、静養室、事務室、台所設備は専用。その他、生活に必要な備品整備。

施設改善への事例報告も聞きながら、学童保育の施設・設備のあり方や、工夫、運動の取り組み方について交流を深めます。